



全世界の富
と利用する
満洲富籤策

井土経重著

040406-000-6

79-572

満洲富籤策 (全世界の富を利用する)

井土 経重 / 著

M38.5

BDD-0535



井上経重著

全世界の富
を
利用する

滿洲富策

明治
38 6 5
内交

自序

支那の前途は如何、シヨツペンハウエルは嘗つて其の衰亡を豫言し、ウチルズレー將軍は黃禍を倡道す、余を以て見れば二説共に非なり、支那の前途は蓋し平和なる商業帝國是れのみ、吾人は今にして悔らくは支那を誤解して日清の役を興し寸前闇黒五里夢中の一大盲戰を爲したりしを、看よ、日本が三國干涉半島還附の屈辱を受けたるは日清の役にあらざりしか、又支那をして露佛獨の三國に對し旅順膠州灣及び廣州灣の租借を肯んぜざ

二
るを得ざらしめ、剩へ英をして威海衛に伴食せしむるにあらずや、古來支那が列國の爲めに酷誅苛求せられたる未だ之より太甚しきはあらず、而して日本の贏得たる所何物かある、最爾たる邊海の一孤島と陸海軍の實地演習是れのみ、臺灣の如きは若し之れを望まば莫大なる戰費の一小部分を以て談笑の間、に買収するも難しとせざる所なり、且夫千有餘年來の友邦をして我れと睽離し露國に依頼せしむるに至る、看來れば日清の役は殆んど日本に利する所なく、又支那をして全海岸の要點を他國の手中に委せしむ、嗚呼日清の役は眞に

千古の愚擧なりき、而して後年に至り支那保全を説く豈亦晚からずや、然れども亡兒の齡を算ふる將た何の益する所ぞ、唯日本は今の征露の擧に於いて全幅の精神を傾注して滿洲の爲めに謀り併せて深く自から警しむる所なかるべからず、今茲に滿洲富籤策を世に公けにするに方り、敢て當年の失擧を痛斥して一般國民を警醒すと云爾

明治三十八年五月

井土靈山識

例言

一 吾友長州人松井淳平氏、曩者商用を帯び、營口、遼陽、青泥窪等の各地を歴遊して、我が軍占領後の實況を視察し、歸來余が寓を訪ひ、歴遊中目覩耳聞する所を擧げ、我が政府發行する所の軍票價格の下落又之れが爲め國庫に及ぼす損毛の尠からざる事及び支那人が好んで富札を買ひ之れを買ふを以て一種の貯金法の如く見做すの風習ある事并に軍票を回收するは富籤法の外に良策なき事等を説く、余之れを聽き、氏の説を可とし、且告げて曰く、試みに一篇の富籤策を草せんと、後數日諸書を涉獵して富籤に關する歐米の先例數則を得、終

に一篇の文を結成す本書即ち是れなり、
一 後又數日にして松井氏再び來り過ぐ、乃ち蕪稿を示し俱に通讀一過、氏案を拍つて快を呼び、且曰ふ余が知人松岡某余の説を聽くの後間もなく軍票回収の爲めにする富籤施行の件を其の筋に出願し、目下詮議中に屬す、又清人盧某も同様の出願を爲せり云々と、余曰ふ是等出願者の計畫は單に軍票回収に利するに外ならざるべし、余の意見にては滿洲防衛費の補充及び滿洲大學設立の資を得て利と義と並び行はるゝの優れるに若かず、出願者並に當局者の着眼果して茲に及べりや否やと、氏曰ふ兎に角此一篇を公けにして可否を世論に問ふべしと、余之れを可とし終に清水書店に謀り

上梓せしむ、此間匆忙篇章を安排し文字を洗鍊するの餘暇なし、看者乞ふ此亂雜文字に就いて立論の要旨を推讀せられんことを、

一篇中富籤法の組織如何に至りては之れを當局者の調査立案に望み全く闕如す、印刷成るの後に至り龍を描いて睛を點ぜざるの感あり、乃ち左に愚案の組織大要を掲げて看者の参考に供す

滿洲富籤法案の大要

一金百六十萬圓 富札八十萬枚賣出金の收入總額
内

一金八十萬圓 當り札其他分配金總額
一金七十萬圓 本事業の所得總額

一金十萬圓 廣告富札賣出手數料其他一切の事

四

業費

- ◎富札は第一號より第八十萬號まで總數八十萬枚とす
- ◎第一番當り札金五十萬圓最低分配金五百圓とし分配金を受くべき札數は通計五千枚とす
- ◎九札一枚の賣出價格を貳拾圓とし更に之れを半札四半札等に分割して最低價格金壹圓までに至らしむること本書中に掲出したるルイジアナ州富籤會社の例に倣ふべし
- ◎分配札は少くも五千枚彼の近數分配同一尾數分配等は亦右會社の例に倣ふべし
- ◎滿洲方面に於いては賣出代金は可成軍票にて收受する方法を設け軍票回收の目的を達せんことを務むべし
- ◎富札賣出に就いては獨り滿洲方面のみに止まらず支那内地交通の便

- 宜ある處には可成行渡らしむること肝要なり又諸外國に對しても妨げなき限り賣出を試むべし特に香港上海天津芝罘等の在留諸外國人の同情を呼び來らんことを務むべし
- ◎回數は毎月一回とす但し當初は先づ二箇月に一回位を試み廣告の引渡るを待つて毎月一回とすべきか
- ◎毎回の所得金總額は之れを三分して軍票回收滿洲防衛費補充滿洲大學設立費に分配を爲すべし
- ◎此事業は政府の責任ある監督の下に特に之れが爲め組織する民間の株式會社又は合資會社をして經營せしむるを可とす

明治三十八年五月

著者識

目 録

緒言	一
唯富籤法あるのみ	四
軍票の回収	九
滿洲防衛費の補充	一四
滿洲大學の設立	二五
世の論議如何	三〇
新世界の公例	三七
舊世界の沿革	四一
富籤の解	四四
富籤論の首唱者	四九

非難の一二……………五〇
 結論……………五八

目録終

滿洲富籤策

井土經重著

緒言

モルトケ將軍嘗つて軍備擴張を非難する人々に答へて曰く「然り軍備擴張の爲め破産するも知れず然れども之れなくんば敵國に亡されん」と是に於いて非難者皆舌を結んで言ふ所なかりき未だ知らず今日の日露戦局は果して何れの時に終了すべきか明年か明後年か將たそれ以上幾何の久しきに及ぶべきか英國は南亞の一小國トランスバール

を征討するに三年間に二十一億圓の軍資を要したりき、今我が國は世界の一大國たる露西亞を征討するに於いて更に多大の軍資を要すべきは言を俟たざる所ならん、大山將軍も他日それ或はモルトケの口吻を學んで曰はん、然り軍費にて破産するも知れず、然れども之れなくんば敵國に破られん」と、茲に知る我が征露の軍費は縱令幾何の鉅額に上るも國民は破産を甘じて之れが要求に應ずる外なきを、斯る舞臺に登場せる桂總理大臣はピットの手腕なきもブラッドストンの威望なきも、公債を起すに於いて將た租税を増すに於いて何の雜作もなからん、唯恐るゝ所は我が國財政の前途是れのみ、英佛戰爭當年のピットに看よ、彼れは盛んに公債を起し頻りに英蘭銀行に借上げ、其の極や英蘭

銀行をして佛軍ならざる取附者の包圍中に陥らしめ、終に政府の命を以て國會の開くるまで正貨兌換を停止せしめ、聽て國會の開かるゝや國會は五十二日間の兌換停止を議決したり、而して此五十二日間は竟に延び々々て二十有四年の久しきに亘り、其の間鉅萬の價值なき不換紙幣は國內到る處の金庫に堆積したりしにあらずや、去れば後年パックストンはピットを評して曰く「ピットは平和時代には嚴格なる經濟家たりしに似ず、戰亂時代には甚しき浪費者なりき」と、レオン、レビーは曰く「鉅萬の軍資を辨じたるピットの手腕や非凡なり、然れども莫大の負擔を國民に残したる罪亦輕からず」と、クリミヤ戰爭に於いてはブラッドストンは極力ピットの借金政略を排撃して軍資を租税に求めし

四
が嘗つて借金政略に苦められたる國民は唯々として之れに應じたりき、今や我が桂總理大臣は一人にしてピットたるべく又グラッドストーンたる易々の業のみ、斯くの如く世界に有數なる二大政治家を一身に示現しつゝある古往今來絶えて無くして僅かに有る所の一大政治家桂總理大臣に向つて富籤策を献ぜんとす、或る者は其の突飛なるに驚かん、又或る者は其の滑稽なるを笑はん、然れども看よ彼の米國人の所謂國父なる至つて眞面目のワシントンは獨立戰爭の際余輩の今將さに言はんとする所を實行したりしにあらずや、

唯富籤法あるのみ

滿洲の野は血の雨に飽けり、之れと同時に滿洲の民は金の雨に潤へり、獨逸の哲學家ビューヒネルは物質循環の一例を説いて曰く「ウォートルローの戰爭に戦死したる英軍の遺骸は之れを英國に輸送して埋葬せり、之れが爲め後年土地を肥やし麥の收穫を多からしめたり」と、吾人は今哲學的の冷かなる頭腦を以て血の雨の餘澤を説くに忍びざるも金の雨の餘澤如何を説くは妨げなかるべし、滿洲方面に於ける金の雨の雨量幾何ぞと問ふに先づ其の東より到れるものと其の西より來れるものとの二に分たざる可らず、而して其の東より至るべき雨量を見るに日本は昨年第一次の戦時財政計畫として軍資五億三千六百萬圓の協賛を帝國議會に得、更に第二次の戦時財政計畫として軍資七億圓

六
並に同豫備費八千萬圓の協賛を得たり、今之れを通計すれば十三億一千六百萬圓の鉅額に上る、又其の西より來れる雨量は測候所の設けなく未だ正確に之れを知る能はざるも在露都佛國ル、タン新聞通信員が最近に至れるまで露國の戰費其の他滿洲方面に於ける一切の損害を合算して二十億留を越ゆと報ぜり、去れば東西兩方面より集中して滿洲の野を壓しつゝある全雨量は今日までの所にては約三十億圓と測定せらる、此内他方面に向つて散逸したるものあるべきは論なきも而かも其の滿洲の野に雨下するものゝ如何に多大なるかを推想するに足る、此等軍資供給の點に就いては日本も露國も略同様に内國に絞り外國に吸ひ以て之れが供給を爲せるもの也、故に今之れを大觀すれば

七
日露の兩國は其の間に多寡難易の別こそあれ均しく鉅額の金を世界の市場に借り來つて共に其の一大部分を滿洲方面に散布しつゝあるものと謂ふべし、是に於いてか滿洲の野は宛然黃白の吹雪を觀る也、而して彼等滿洲民は朝に北歸の留客を送り夕に東來の圓賓を迎ふ、彼等に取つては『千客萬來』の大語も今は餘りに其の謙辭なりしを感ずるならん、由來支那は世界唯一の出稼國にして流石の新開地なる米國すら持餘す程の大出稼國なりき、然るに今や滿洲方面には世界の如何なる大會社も到底企て能はざる所の絶大事業——戰爭——の起るありて經費の如何に莫大なるに頓着せず損害の如何に多大なるも顧慮せず、夜は火花を以て闇黒を破り晝は黒烟を以て日色を鎖し、黃白兩人種約八十

萬の壯丁は石破天驚の間に鐵火の事業に労働するを見る。随つて此大業の爲めに専門以外の労働者を要すること極めて多く、平時に在つては遠く布哇、北米等に労働を求めたる出稼國民は坐して二大華客の到來に接して平日に三倍する所の賃銀を投與せらる眞に是れ千載の一遇也。今軍に是等の賃銀を計上するも莫大の金額なるに此他這般絶大事業の爲めに滿洲一帯に散布する費金の多大なる蓋し又意料の外にあらん要するに日露兩國は世界の大市場より鉅大の金額を引出し來つて其の大部分を滿洲に放下しつゝあるに外ならず然らば則ち其の既に滿洲に散布せる資金を吸収するの策は今日の一大急務にあらずや。余輩思ふに其の策唯富籤法あるのみ而して其の目的とする所は

(一)軍票の回収 (二)滿洲防衛資の補充 (三)滿洲大學の設立即ち是れ也

軍票の回収 (目的の二)

我が征露の役や其の眼目は滿洲保全に在り故に苟くも清國民少くとも滿洲民は義として此富籤の舉に應せざるべからず然れども義は之れを強ゆべきにあらず唯それ情に訴へんか

世人の知るが如く戦地に於ける凡ての軍費は軍票を以て支拂を爲せり而して或る報道に依れば今日に至るまでの軍票發行高は一億餘萬圓の鉅額に及べるならんと先頃大隈伯の演説なりとて新聞の報ずる所に依れば今や軍票の

發行は七千萬圓の鉅額に上れり、南滿洲三百五十萬の人口に割當つれば一人人口二十圓に當る、豈驚くべき鉅額ならずや云々の語あり、想ふに伯の驚けるは總額の七千萬圓にあらずして一人人口に對する二十圓にあらんか、日本貿易協會の調査に係る軍票策中に云ふ所に依れば戰地各方面を通じて一日に使用する所の苦力十萬人とし一人一圓の賃銀(前には七十錢なりしも雪解け泥濘の爲め一圓に至るものと見做す)とすれば一日十萬圓を要すべしと、斯くの如くにして日を積み月を累ぬるに至らば其の之れに要する金額の多大なるべきは辯を俟たず、況んや軍費は單に苦力の賃銀に止らざるに於いてをや、今日の一人人口に對する二十圓は今後五十圓となり百圓となるも知るべからず、

然るに支那人の習性として其の一旦獲たる金子は必らず之れを虎子視し容易に之れを放つを肯んぜず、嘗つて客の語るを聞く、曰く浦鹽方面に出稼せる山東の支那人等の郷に還るや、或る者は船賃を惜みて、食料を包み手鍋を提げ、陸を成して陸行し、或る者は船賃を奮發するも、尙之れを直切りて青天井のデツキを船室に代ふ、是に於いてデツキ、ハツセン、ジャの稱あり、而かも彼等の懷中は金銀貨を以て盈つ云々、今や滿洲方面に散布する鉅萬の軍票は是等デツキ、ハツセン、ジャ者流の懷裏に入る、縱令其の幾分たりとも之れを回收せんとするに於いて殆んど望みなきものゝ如し、然れども彼等に一種の道樂ありて、富籤類を好み、之れが爲めには財囊を倒まにするを辭せず、彼の支那新聞に彩票(富札)

一二
廣告の多きを見ても之れを推想するに足る左なきだに之れを好める彼の輩は今や一人口に對して百圓に垂んとする阿賭物を獲るあり其の富籤を歓迎すべきは萬疑を容れざる所也

聞く昨年十一月頃營口方面に於いては我が軍票は甚しき下落を來たし、一圓の軍票は正貨八十錢前後の用を爲すに過ぎざりしと、若し此くの如くなれば實價七千萬圓の軍用に對して百四十萬圓、同一億萬圓に對して二千萬圓、同一億萬圓に對して一億萬圓の餘分金を支拂はざるを得ず、是れ豈輕々看過すべきの數ならんや、一時此くの如き下落を來たしたるは各方面の軍票が商業中心たる營口に向ひ流れ込み來りて茲に堆積したるを一原因とし、其の他正貨との

交換を一日五千圓に限りたるが如き、公租の納附に軍票を使用し得ざるが如き、芝罘天津等の爲替取組にも軍票を使用し得ざるが如き諸原因の然らしむる所なりしと、而かも最早今日に至りては軍票は公租金に代納せられ爲替取組に妨げなく正貨との交換も亦餘り澁滞せざるに至れりと云ふ、然れども彼の日本貿易協會の調査に云ふが如く單に苦力の賃銀のみにて日々十萬圓の軍票を散布するものとせんか、一方には通貨は益膨大し他の一方には彼の地にて調達する軍需品は益拂底し、約言すれば通貨愈多くして物貨愈乏しく爲めに物價を騰貴せしむるや必せり、是時に方り富籤法に由り務めて軍票を回收するあらば其の價格を維持するに於いて至大の効力なくんばあらず、

滿洲防衛費の補充（目的の二）

滿洲防衛費補充の目的に向つては富籤法の範圍を廣め獨り滿洲方面のみならず世界各國民の間にも及ぼすべき也。縱令富籤法を以てするにもせよ又縱令其の事柄の間接なるにもせよ滿洲防衛費の補充を世界各國民の間にまで求めんとするには相當の理由なかるべからず曰く大に之れあり且下文を看よ、

英國が嘗つて南征北伐天涯地角到る處他の領土を侵略するや世界に向つて揚言して曰く汝等領土を我れに與へよ我れはバイブルを與へんと蓋し所謂るバイブルは人道を意味す斯くて自から思らく侵略の爲めにする戰は則ち義

戰也と今や我が國は眼中寸土尺壤なきのみか他人の領土をして依然他人の保有たらしめんが爲めに戰を起せり而して其の與ふる所は死せるバイブルにあらずして生けるバイブル也彼のトルストイ伯の「爾曹悔改めよ」を絶叫せるガボン僧正の「國民の裁判を求めよ」と疾呼せる是れ豈生けるバイブルにあらずや、

海牙平和會議の發議者は他國の土地を強奪し強奪したるものを防衛せんが爲めに武力を増加し以て平和を保持せんとす何ぞ其の爲す所の誤れるや一億三千萬人の君主と仰がるい彼の不幸なる昏迷せる一青年は絶えず欺かれて殺人罪を行はんが爲めに其の軍隊に感謝しつゝあり、

宮廷の野心家及び功名に渴せる武將は人民を殺して其の慾望を達せんと決心したり、之れが爲め不幸なる農民は血を流さざるべからず、支那及び朝鮮に於いて行はれたる凡ての悪事の犠牲に供せられんが爲め不幸なる人民は極東の野に行きて殺戮せられざるべからず、

トルストイ伯は戦争は如何なる美粧を爲し來るも之れを否定すと云へば戦争を非難するは勿論なるべきも右に言ふ所の如きは露帝と其の朝臣との罪惡を抉摘して痛刻を極む、伯をして此鯁直の言を爲さしめたるもの誰れぞ、我が征露の役其のものにあらずや、更にガボンの奏文を看よ、

臣は陛下が民の父なりと偏に陛下に對し滿腔の信念を抱き、陛下の臣民を伴ひ靜肅に闕下に進めり、是れ陛下の

知し召さざるべからざる所將た陛下の知し召さるゝ所の如し、勞働者其の妻及び若干の子弟が罪なくして流したる血は自今永久に其の刺客たる陛下と露國人民とを離隔し、人民と陛下との間に存せし道義上の關係は決して舊に復することなかるべし、今日非常に激昂せる人民の感情は最早姑息手段を以てし、或は議會召集の約を以てして之れを和げんとするも能はざるべし、爆裂彈ダイナマイト團體若くは個人の威嚇及び國民の叛亂等は人權を奪取せられたる人民を殺戮せるもの、餘殃たらずんばあらず、單に陛下の故を以て古來何れの處にも未だ嘗つて見ざる流血の慘事を見るに至らん、露西亞帝國も亦或は滅亡せん、陛下幸に清鑒を垂れ、速に皇族一同と共に

に露國の皇位を去り露國人民の裁判を求めよ陛下の子弟を憐み又露西亞帝國を憐み給へ他の國民に平和を勸めて自國人民を殺戮せし陛下よ、

古來帝王に對する奏文上書の類世に乏しからざるも危言痛語此極に至れるものは未だ聞く無き所也。看來ればトルストイ伯爵ガボン僧正共に是れ生けるバイブルにあらずして何ぞ而して今此二者をして無道の露國に蹶起せしめたるものは我が征露の舉の然らしむ所たらずんばあらず我が征露の舉の人道の上に及ばす所それ此くの如きものあり稱して世界的義戰と曰ふ何の不可なるあらん、

滿洲の門戶開放は露國を除くの外列國の均しく望む所にして又我が國が戰後に於いて遂行すべき所なるは論を俟

たずケムブリツヂ大學教授ローレンス博士は左の如く論ぜり、

日露戰爭にして若し露國の勝とならば露國は滿洲を處分すること必らず佛國のマダカスカルを處分したる如くなすならん佛國は初めマダカスカルを諸外國に開放すべき旨を揚言し既に之を合併したる後に於ては諸外國商人に對して自國の商業を極端に保護せり露國も亦此例によるならん若し又此戰爭にして日本の勝に歸すならば日本は必らず清國に滿洲を還付するならん之と同時に日本は北京政府より滿洲還付に對する報償を受くべし而して日本は露國とは反對に開放主義を滿洲に對して主張し該開放を清國に要求するならん、(高橋法學傳

ローレンス博士が戦後の日本に期待する所は日本の將さ
に行はんとする所又行はざるべからざる所なり、日本が開
戦前に主張したる所は滿洲保全に在り随つて戦後に於い
て之れを清國に還付すべきは言を俟たず、又門戶開放は嘗
つて英米と與に清國に向つて要求せし所是亦日本の遂行
すべきは當然のことならん、日本にして無法の割據者を逐
斥して其の領土を清國に還付するに方ては報償は姑らく
措き門戶開放は必らず實行せらるゝに至らん、果して然ら
ば此征露の舉に於いて日本は一面には清國の爲めに領土
侵略者を除き他の一面には列國の爲めに滿洲の門戶を開
放するものなり、稱して世界的義戰と曰ふ何の不可なるあ

らん、

古へ曰ふ春秋に義戰なしと、豈啻に春秋のみならんや、左國
史漢二十二史孰れの紙葉にか義戰を見出し得べき、支那の
全史は徹頭徹尾篡奪史のみ、而して其の義戰なきは日本も
亦支那と擇ぶ所なし、史上偶義戰らしきもありとするも子
子の小義戰たるに過ぎず、支那已に然り日本亦然り、是に於
いてか東洋には一義戰なき也、而して其の之れあるは今の
征露の舉を以て始めと爲す、征露の一舉は眞に世界的義戰
也、それ唯世界的義戰也、是れ即ち滿洲防衛費補充に關して
は富籤法の範圍を廣くして世界各國民の同情を寄せ來る
ものを歓迎せんとする所以也、

願ふに英は我が與國也、門戶開放論者の雄也、而かも始めて

門戸開放を叫びたるは彼の國のベレスフォード卿にあらざりしか、今日本が獨力以て滿洲の榛莽を闢き列國の爲めに門戸開放の先容を爲す、英豈此舉に同情を寄せざらんと欲するも得べけんや、米は英と俱に熱心なる門戸開放論者にして彼れが北清貿易の關係より見る時は將來門戸開放の利澤を享くるそれ幾何ぞ、殊に此富籤法は國父ワシントンが獨立戰爭に利用したもものなるに於いて一層同情の切なるものなくんばあらず、佛は如何諾威の詩客ピヨルソンは其の詩篇を巴里の一雜誌に寄せて佛の露に對する政策を諷刺したり、其の大意に曰ふ、自由平等博愛は佛の自から任ずる所にあらずりしか、今や底事ぞ資を露に供して自由平等博愛の破壊に従事せしめんとは云々、洵に然り、彼の挺

身義に赴き米の獨立戰爭に聲援したるラフエットを出せる佛國としては其の近來の行動は歴史上の矛盾ならざるを得ず、而かも彼の國も遠きを出でず覺醒すべきや疑ひなし、獨は如何、矢野龍溪氏は自著「日本之將來」中に獨は將來東洋の平和を攪亂する張本人たらんとする疑ある者と論定し宛然、注意人物を以て目せり、寧ろ酷論なるなからんか、獨帝が平和を愛せらるゝは切々偲々の忠言を露帝に贈らるゝに見て明かなり、成程一國としては種々の行掛上矛盾の行動もあらん、嗚臍の失舉もあらん、然れども獨たり佛たるに論なく個々の國民としては我が日本が人道の爲めにし將た永遠の大平和の爲めにする此舉に同情を寄せざるはなからん、スレッド、ニードル街の老婦人「英蘭銀行の綽號」か

嘗つて英政府の爲めに南亞事業費三千萬磅の借入を世界に依頼するや、世界は之れに對して殆んど其の四十倍に當れる十一億七千四百萬磅の貸與を申出否な懇望したりしにあらずや、而かも彼の南亞事業は世界の公より見れば英一國の私業たるに過ぎず、之れに反して日本の滿洲事業は世界的公業なり、然らば則ち英が南亞事業の爲めにせる資金の借入と我が滿洲經營の爲めにせんとする富籤とは其の性質こそ異なれ、世界各國の個々人民が我が日本が世界的公業の爲めにせんとする此滿洲富籤に同情を寄せて之れを歓迎するや必せり、想ふに世界各國民の同情は驟雨の如く、驀地に此滿洲富籤に注ぎ來らずんば已まざるべし、

滿洲大學の設立(目的の三)

日本の人口は毎年約五十萬の割合を以て増加しつゝあり、故に八十年にして今日の倍數となり百六十年にして三倍となるべし、而かも之れが衣食の資を供する地盤は年と共に廣きを加ふるものにあらず、知らず是等の人口は何れの方面に向つてか之れを移殖すべき、蓋し亞細亞大陸殊に滿韓及び清の本土を以て最も適當の移殖場とす、而して今回の事變は此移殖に對して一大動機を與ふるものゝ如し、余輩は今此點よりして滿洲に大學を設立せんことを望むものなり、

凡そ人口の移殖と云へば上級よりも下級を以てし粹より

も糟を以てするものゝ如し、是れ好んで然かするにあらずして、勢ひ自から然らざるを得ざるなり、然れども清國滿洲に向つての移殖は出來得る限り下級よりも上級を以てし糟よりも粹を以てせざるべからず、願ふに今日の清國滿洲に最も必要にして最も缺乏せるものは近代の新智識即ち是れ也。制度の改善せざるも國力の發達せざるも教育の粗末なるも衛生の皆無なるも習俗の改良せざるも皆新智識の缺乏に原因せずんば、啻に然るのみならず、領土を削られ社稷を危うするも亦新智識の缺乏之れが禍原を成すにあらずや、看よ彼の膠州灣の占領せられたるは何の爲めぞ無智の愚民が獨國の宣教師を殺害したるが爲めにあらざりしか、又看よ北清の事變に清國を累卵の危きに陥れ

たるものは何故ぞ頑愚なる團匪の無智無謀なる暴舉の爲めにあらざりしか、翻りて日本の内地を見るに、中學以上の高等教育を受けたる者は、年一年に多きを加へ、今や是等の新分子は官衙學校會社等あらゆる方面に分配されて、殆んど遺憾なきに至れり、獨り其の遺憾なきのみならず、寧ろ食傷の有様にて最早此上の消化力を望むべからざるもの、い如し近年大學卒業生の市價の著しく下落せる、又彼等の職業に渴する者の多き、豈此間の消息を洩らすものにあらずや、去れば清國滿洲に缺乏せる新智識の分子は、今や我が日本にては生産過多の状態に在るもの也、是を以て我が國の取るべき方針は、是等新智識の分子を彼の國に輸出し、頼りて、以て大に勢力を扶植し、同化作用を施すに在りとす、余輩

は。此。見。地。よ。り。し。て。先。づ。滿。洲。に。大。學。を。創。立。し。勢。力。扶。植。の。根。據。と。爲。し。同。化。作。用。の。中。心。と。爲。さ。ん。こ。と。を。主。張。す。る。も。の。也。抑。も。滿。洲。は。清。國。の。爲。め。數。萬。の。人。命。と。鉅。萬。の。資。財。と。を。抛。つ。て。掠。奪。者。の。手。中。よ。り。取。戻。せ。る。最。愛。の。封。土。に。あ。ら。ず。や。然。ら。ば。則。ち。他。に。一。理。由。な。し。と。す。る。も。尙。且。後。世。の。紀。念。物。と。し。て。此。地。に。大。學。を。興。す。も。亦。可。な。ら。ず。や。況。ん。や。智。識。の。分。配。上。經。濟。的。理。由。あ。る。に。於。い。て。を。や。況。ん。や。又。勢。力。扶。植。同。化。作。用。の。必。要。あ。る。に。於。て。を。や。

客あり余輩を難じて曰く子の説何ぞ鹵莽なる、滿洲一帯の地は學問智識の大砂漠なり、砂漠に向つて大學を興さんとす、天下の至愚者と雖ども爲さざる所なりと、余輩曰く然らず、若し此論法を以てせば豈獨り滿洲を以て砂漠と見做す

べきのみならんや、朝鮮固より然り清國も亦然り、否啻に然るのみならず、亞細亞大陸全體を擧げて新智識の大砂漠を以て目せざるべからず、故に若し論者の説の如くんば亞細亞大陸の中に大學を興すは天下至愚者の業たらざるを得ず、嗚呼何ぞ然らん、蓋し論者の憂ふる所は設令大學を興すも玆に吸収すべき學生なからんといふに在らん、然れども是れ決して憂ふるに足らざるなり、清國は彼の團匪の變以來、上下一般大に覺醒する所あり、又我が征露の餘威に風動せられて、昨年来清國留學生の我が國に來れるもの無慮三千を以て數ふるに至れり、試みに看よ早稻田大學、法政大學、經緯學堂、同文書院、弘文學院、振武館、早稻田實業學校、其の他の諸私立學校に清國留學生の多き實に古今未曾有の盛況

也、大勢已に此くの如しとせば何ぞ學生なきを憂ふるの要あらん、況んや滿洲以外の學生をも吸収し難からざるに於いてをや、但其の學科の程度の如きは當初極めて低度なるを要すべきも兎も角大學として漸次に完成せしむべきは絮説を要せざる所なり、乃ち余輩は滿洲富籤法に依つて此大學設立の資金を作らんことを主張する者也。

三〇

世の論議如何

上來説く所を以て略滿洲富籤に關する余輩の希望を盡くせり、茲に余輩の見聞せる滿洲統治費及び軍票問題に關する世の論議を擧げんか、有賀法學博士は其の著滿洲委任統治論中に滿洲統治の財政に説き及び左の如く論じたり、

經常費は滿洲統治の收入を以て之を支辨し、臨時費は特に帝國議會の承諾を経て日本の國庫より支出すべきものなり、然れども其の所謂經常費の中には駐屯軍の軍事費と露國に對する滿洲防備の費用とを含蓄するが故に必ず多額に達すべく滿洲の收入を以て到底支辨し難し、然れども内地の國庫より之を補充するは獨り甚だ不利、益なるのみならず、又戦後の經濟に於て甚だ困難なりとす、最近の調査に依れば日本占領地内の稅額は一年に合計二十四五萬圓を上ることなし、是に於て如何して此の不足を補ふべきやは大なる一問題なり、凡そ滿洲委任統治に關する問題にして之れより重大なるは有らざるべし云々、

是に由て觀れば有賀法學博士も滿洲防衛統治費問題は餘程の難問題としたるものゝ如し、余輩を以て見れば是れ易々の業のみ乃ち富籤法の利用に依つて優に此等の補充費を産出すことを得べき也。然るに博士は此不足を補ふ唯一の策は和約條件に於いて樺太か將た沿海州を割くに在りと論定せり、樺太の返還と沿海州の割取とは余輩の如きも必らず之れなかるべからざるを信ず、然れども樺太には自から樺太の新經營を要すべく、沿海州にも亦自から沿海州の新施設を要すべきは之れを臺灣の實例に視て明かなり、樺太沿海州如何に收利ありと傳へらるゝも新經營新施設を辨じ得て尙且つ其の餘れるを移して滿洲の統治費を補充する程の餘裕ありとも想れず、良しや其の餘裕ありとす

るも之れを以て滿洲防衛費に充つる如きは萬已むを得ざる窮餘の一策にあらずや、余輩未だ遽に博士の説に聽くを肯んずる能はざるを奈何せん、

都下の實業界に其人ありと聞えたる某實業家は説を爲して曰く、滿洲の經營費何の憂ふるを要せん、東清鐵道を割取して之れを株式會社と爲し、以て株主を世界各國に求むべし、斯くて其の營業收利の幾分を滿洲經營費に充つべしと、談何ぞ容易なる、余輩の記憶する所に依れば西比利鐵道及び東清鐵道の布設費は九億四千萬留にして、日露開戦前までは資本の利子と營業上の缺損とを合して年々二千萬留の損毛に及び又ウスリ鐵道(浦鹽よりハバロフスク間)は毎年平均百四十萬留の損毛なりと、若し余輩の記憶する所を

して大過なからしめば鐵道の割取は却つて我が財政上のお荷物たらざるを得ず、斯く評し來らば論者は必らず辯じて曰はん世界の交通は年一年に繁劇を加ふ設令今日に利なき鐵道も將來に望みありと、是れ確かに一見識なり、然れども眉端に迫れる滿洲經營費問題に對して何等の價值なきを奈何せん、海牙の平和條約に定むる所に依れば敵國の鐵道は之れを占領するも戦利品と爲すを得ず、戦争終局の後所有者に還付すべきものと爲せり、此點に就き戸水法學博士の意見にては東清鐵道は私立會社なるを以て先づ露國政府をして之れを買収せしめ、然る後之れを我が國に譲與せしむべしと、又有賀法學博士は東清鐵道本線は舊來の儘にし唯南滿洲支線(哈爾濱より旅順大連に至る支線)を日

清兩國の有に移さんことを望むものゝ如し、余輩は今兩博士の意見を研究せんとするものにあらず、唯滿洲經營費の點より端なく兩博士の説に及べるも兩説孰れにするも滿洲經營費に對しては何等の解釋を與ふるものにあらず、況んや彼の粗大なる某實業家の鐵道割取説に於てをや、日本貿易協會は軍票問題に對して一種の意見を提出せり、其の要旨は我が軍にて使役する軍夫は獨り支那の苦力のみに限らず日本人夫をも採用すべしといふに在り、此説は余輩の賛同する能はざる所なり、余輩思ふに日本人の夫として不適當なるは支那人の兵士として不適當なるが如く、又支那人の夫として適當なるは日本人の兵士として適當なるが如きの事實あるを奈何せん、蓋し此簡單なる事

實は我が當局者が莫大の授業料を投じて日清戦争の實物教授に學び得たる所なるが如し、日本貿易協會が日本の人夫採用説を爲すの意は日本人夫を採用すれば其れ丈け戦地に落す金を減じ得べく又日本人夫を用ゆる時は支那苦力の賃銀を牽制し得て騰貴せしむる憂ひなからんといふに在らん、然れども日本人夫は金を遣ひ果さば格別黄金を懐ろにしてデツキ、パツセンジャたるが如きは到底望むべからざる所なり、又支那苦力の賃銀標準は經濟學の「いろは」に教ふる所の需用供給などには殆んど無關係にして嘗つて露國が給したりし賃銀を以て唯一の標準と爲せりといふにあらずや、況んや日本人夫を採用する時は病者傷者の後送等に少からざる煩累あるべきに於てをや、評して茲に

至れば日本貿易協會の献策なるものは軍票問題に對しては殆んど採るに足るものなきに似たり、

新世界の公例

北米合衆國に於ける初回の國會は第一に何事をか議せし、其の議事録の第一ページに記されたるは獨立戦争の軍費を償はん爲め富籤を起すの決議にはあらざりしか、而かも此決議は屢次繰返され一千八百二十年に至るまで少くとも七十の法律を制定したり、而して國父ワシントン(ジツプア・ソンの如き亦然り)が熱心なる富籤賛成者たりしは彼の日記に明記する所、又彼の遺言書中にはヴナルジニオン州・マン・チェスター市の地面一箇所は二百六十五番札にて

自。身。一。人。に。當。り。又。リ。ッ。チ。モ。ン。ド。市。街。並。に。其。の。近。郊。に。於。け。
 三
 る。地。面。は。九。人。の。共。同。に。て。ウ。キ。ル。リ。ア。ム。バ。イ。ル。ド。の。富。札。に。
 て。當。り。た。る。由。を。明。記。し。た。り。又。リ。シ。ン。ト。ン。の。躬。か。ら。記。名。せ。
 る。富。札。は。ル。イ。ジ。ア。州。富。籤。會。社。の。紀。念。品。た。り。と。い。ふ。此。ル。イ。
 ジ。ア。州。富。籤。會。社。は。南。北。戰。争。の。際。衰。弊。に。歸。し。た。る。同。州。の。各。
 公。立。學。校。無。月。謝。就。學。法。の。資。金。を。作。る。の。目。的。に。成。れ。り。此。外。
 戰。争。に。關。せ。ず。と。雖。ど。も。公。益。の。目。的。に。て。實。行。せ。る。富。籤。の。例。
 を。舉。げ。ん。か。ロ。ー。ド。ア。イ。ラ。ン。ド。州。に。て。は。富。籤。法。に。由。り。て。合。
 衆。國。の。美。法。と。し。て。稱。賛。さ。れ。た。る。無。月。謝。就。學。法。の。第。一。例。を。
 開。き。ウ。チ。ル。ジ。ニ。ア。州。に。て。は。ワ。シ。ン。ト。ン。は。公。道。を。作。ら。ん。が。
 爲。め。富。籤。の。事。務。を。掌。り。其。の。他。ニ。ユ。ー。ヨ。ー。ク。の。イ。リ。ー。運。河。
 ペ。ン。シ。ル。ヴ。ハ。ニ。ヤ。の。ユ。ニ。オ。ン。運。河。ル。イ。ズ。ビ。ル。の。圖。書。館。セ。

ント、ルイスの消防局等を始めとし、學校病院育兒院寺院牢
 獄等の公共建設物又は公共事業の富籤法に由りて資本を
 得たるの例枚舉に違あらず、今ルイジア富籤會社に於て實
 行したる要點を舉ぐれば富札の總數は一號より十萬號ま
 でとし、其の賣出金額は丸札四十圓、半札二十圓、四半札十圓、
 十分一札四圓、二十分一札二圓の五種に分ち抽籤は毎月第
 二火曜日に行ひ、例月の最高當り金高は六十萬圓、最低は二
 百圓、又毎半期六月十二月には最高當り金高を百二十萬圓
 とし最低を四百圓とす、例月の當り札數并に其の金高左の
 如し

當り札數	一箇の當り金高	當り金總高
一枚	六〇〇、〇〇〇圓	六〇〇、〇〇〇圓
一枚	二〇〇、〇〇〇圓	二〇〇、〇〇〇圓

フランス第一世が富籤を勅許したるを始めとし、一千六百五十六年に以太利人トンチンと云へる者の考案にて一種の富籤法を起し之れに依りてルーブルとフォールブルグサンゼルマンの間に架せる石橋建造の資金を得たり、後世公債募集並に生命保険法に應用せられたる所謂トンチン法なるものは蓋し茲に濫觴す、其の後富籤法は財政上重要な地位を占むるに至り、政治家マザリンの如きは熱心なる賛成論者なりき、スバニヤ王位繼承戦争の際にはボンチャルトランは富籤法を利用して其の軍資を供給するを得たり、大藏卿たりしネツカールの「財政論」中には富籤法に依り、毎年四百萬リールを収集し得たることを記載せり、其の後千八百年頃に至りては慈善事業及び美術の奨励保護

にのみ適用することゝなれり、英國に於いては一千五百六十七年エリサベス女王時代に始めて勅令を以て富籤法を定め、港灣改修の目的に應用し、一千七百九年より一千八百二十四年に亘り國會の決議に依りて富籤法を施行し、一千七百九十三年より一千八百二十四年に至れる間に一箇年平均三十四萬六千七百六十五磅の利を得たることあり、それより或は一般の公債募集に適用せられ、或は特種の目的に制限せらるゝ等の變遷あり、降りては倫敦市の改良事業殊に動物園、博物館、美術館等の建設に適用せられ、又グラスゴウ市の改良にも施行せられたりき、其の他現に行はれ居る獨逸の富籤法、マニラの富籤、以太利モナコ、國モンテカルロー及び白耳義清國に於ける實例等は皆省略す、

富籤の解

四四

富籤(即ち英語の Lottery)にて lot に由りて share を定むるを曰ふ例へば往古大法律家の名ありたる聖人モセスがイスラエルの愛子の内にカナンの地を分配するに籤を以てしたるが如き是れなり)に就いては英の百科全書に其の定義を擧げず、其の他一二の法律字典にも見えず、余輩の固陋寡聞なる未だ他書より富籤の定義を引證し來る能はざるを遺憾とす、然れども古來の先例と事實とに徴して富籤は分ちて三と爲すを得べし、(一)娛樂の爲めにするもの(二)公益の爲めにするもの(三)私利の爲めにするもの即ち是れなり、而して彼の羅馬時代の王者又は貴族社會の間に行はれたるものは(一)に屬すべく、降りて以太利の文學及び美術獎勵の爲

めにせしが如き英佛の港灣修築石橋の築造博物館動物園の建設又は公債募集に利用したるが如き尙此の外蘇士海峽の開鑿に利用し又はニカラガ運河會社の厄運救済の爲めにせしが如きは(二)に屬すべし、最後の(三)に屬するものは西洋にて云へば競馬籤と見做すの賭金にて紳士富豪等の間に行はれ又我が國にて云へば巧みに大く上流社會の間に行はれ拙く小く下流社會に行はるゝ所の賭博是れなり、而して西洋にては公々然之れを行ひ自から愧ぢず人も咎めざるのみならず、常に社會の沈鬱を破りて人心を引立たしむるを見る、是に於てか競馬の勝敗はルーター電報項目中に重要部分を占め近く例を取らば日露戰爭の勝敗を打電すると同一の資格を以て取扱はる、之れに反して我が國

四五

の陰鬱暗黒にして而かもケチなる賭博は法律の嚴禁する所たるは申すまでもなし、尙舊幕時代には神社佛閣の建設修繕等に關して頼母子講無盡など稱する一種の富籤の行はるゝあり、想ふに初めは全く神社佛閣の爲めに起り聊か公共の目的を含みしならんも維新後明治の初年頃に至りては名を神社佛閣に藉り或は其の他の公共目的を附會して種々の富籤を行ふもの續出し都下に於いては今日も明日も此處にも其處にもといふ風に盛んに行はれ、甚しきに至りては眞面目なる商人まで之れに釣込まれ生業を廢して富籤の爲めに時間を費し資財を失ひ其の弊や賭博と異なるなきに至れり、此くの如きは一點も世を利する所なく唯徒食遊惰の民を増加するのみなれば其の之れを禁ずる

は當然にして我が法律に於いて禁ずる所の富籤興行なるものは正に此類の富籤に屬す、茲に余輩の主張する富籤は公利公益を目的とし而かも僅かに一島國たる日本の利益を謀るに止らず他國滿洲(記憶せよ日本の二倍半大なるを)の公益をも謀るものなれば遠く我が法律以上に超脱するものたるは如何に局促たる刀筆の俗史にも見分け得らるゝ所のもの也、然れども人或は難じて曰く凡そ富籤には公益の爲めにするると私利の爲めにするるとに論なく危険僥倖の伴ふありて風紀を傷くるを奈何せんと、淺い哉論者の言や、抑も危険僥倖の二者は世を舉げて社會主義論のユトピヤに入らざる限りは之れを根絶すべきにあらず、否今日の如き財産の分配法と今日の如

き優勝劣敗の生存競争を公認する時代に於いては危険富籤の危険は一晩酌に價する掛金を失ふに過ぎずを侵かすの勇なきものは終生社會の劣者たらざるを得ず、又此不平なる社會に處して僥倖を冀ふ能はずとせば望を世に絶ちて藤村操の跡を華嚴の瀧に追ふ外なからん、此浮世に於ける幾百萬とも知れざる程の社會の劣者別言すれば貧困者病苦者其の他不遇不幸不平不満の徒が其の貧困に堪え其の病苦を忍び其の不遇不幸を左程にも思はず不平不満に發狂もせずしてあらゆる社會の艱難困苦と闘ふを辭せざる所以のものは纔かに僥倖を冀ふてう一種の神の慰藉あればなり、危険僥倖の二者を以て余輩を難ぜんとするものは社會の外観を剥きたる眞底と人生の衣服を脱ぎたる

眞膚を洞看する能はずして唯孔孟時代の舊思想を語る鸚鵡兒たるに過ぎず、余輩が煩を厭はず是等の絮語を費すは唯世の昧者聞く次項に記す後藤臺灣民政長官の提案が嘗つて貴族院に排斥せられたるは是等の反對者ありしに由るとの爲めに辯ずるのみ、識者は一笑に付して可也、

富籤論の首唱者

嘗つて聞く故福澤翁は北海道拓殖策として富籤論を主張したることありしと、又近く數年前には後藤臺灣民政長官は臺灣事業の爲め一種の富籤法案を議會に提出せしも貴族院の排斥する所となれり、又日露戦争の始まるや雨宮敬次郎氏は軍費の大半は下流社會に散布すべければ之れを

吸収して更に軍資に運用するの道は小掛の富籤法を斷行するにありと爲し當局者に獻策する所ありしとか、福澤翁の大聲も當年の俚耳に入らず、後藤長官の提案は御大名方の御意に副はず、雨宮氏の獻策も有耶無耶なるが如し、唯富籤法の一種として今日に行はれ居るは勸業貯蓄債券のみなりとす、余輩は今滿洲富籤法は最も其の場所と時機に適するものなるを信じ之れを世論に問ふ所あらんとするに方り今日まで富籤論を唱へたる人々を舉げて富籤論は必らずしも余輩の創唱にあらざる由を明かにし併せて本論が先唱者諸氏に負ふ所あるを謝すと云ふ、

非難の一二

凡そ其の國人の耳に慣れざる説を唱へ其の社會の目に新たなる事を行はんとする者は輒もすれば則ち非難攻撃を受け甚しきに至りては冷笑を以て葬られ其の墓標には笑柄の二字を題せらる、彼のラマルクがワレス、ダーウキン兩氏に先づ數十年前に動物進化論を唱ふるや、當時の學界は非難攻撃を彼れに集め目するに一種の氣違動物園長を以てし社會は冷笑を以て彼れが窮死を葬りたりしにあらずや、今余輩の主張する所は其の事柄の平凡にして他の奇なきに抱らず未だ多くの國人の耳目に慣れざるの故を以て非難反對を受くべき題目ならざるを得ず、乞ふ試みに反對論の一二を舉げんか、

其の一に曰く、滿洲方面に莫大の金の落ちたるは争ふべか

らざる所なり、然れども之れを回收するの策は彼の地人民の嗜好に投ずる商品を盛んに輸出して賣附くるの外あるべからず、是れ實に根本的の軍票回收策なり、何ぞ彼の富籤の如きものを利用するの要あらんと、聞説く曾爾大藏大臣の如きも之れと同様の論を持し商業家を奨励するに、此際盛んに商品を戦地方面に輸出すべきを以てせりと、余輩の知れる大阪商業家某の如きも此説と同一の見込を以て滿洲向きの商品を彼の地に輸出する計畫を立て、此春以來準備を爲し解氷後逸早く營口に送り、然るに測らざりき世間此類の考を有する者甚だ多くして、商品は市場に山を成して一大暴落を來たし、運輸機關の不備と軍需輸送の繁忙とに由り營口より先きへは商品は容易に散布せず、之れが

爲め余輩の知れる某の如きも豫期に反する失敗を招きたる由を語りき、言ふを休めよ、是れ一時の事態のみと、滿洲方面に金の落ちたるを目的として商品を彼の地に持込むものは、今後とも動もすれば此類の失敗を取るものと覺悟せざるべからず、支那人のポツケットの口は滿つれば滿つる程、固く締め日本人のその滿つれば滿つる程、緩かなるに反比例を爲し、新來の商品も容易に彼等俄肥りの懷中を下痢せしむるに足らざるは、余輩乞ふ益大の印を以て保證せん、商品輸出策に就いては、先づ彼の地の嗜好を確かむる爲め、失敗者を出さざるべからず、已に之れを確かめたりとせば、粗製品を出して排斥を受くる失敗者を出さざるべからず、其の他取引上の信用を重んぜざる爲め、の失敗者を出さざらん

かべからず、日本の商業は如何にするも必らず、是等の犠牲者を供せざれば、承知せざるを奈何せん、故に商品輸出説は幾多の犠牲と歳月とを要する將來の長計として聽くは可也、目前の軍票回收策としては不可也。

其の二に曰く日本今回の開戦は縱令其の遠因は自國の存立自衛に出づとは云へ其の近因は滿洲保全の爲めにするものなれば清國をして其の防衛費を補充せしむる何の不可なるあらんと、理に於いては寔に然り、然れども清國にして「今や露兵已に去れり、貴國復た意を勞する勿れ、唯願くは速に撤兵せよ」と曰はゞ之れに對するに何の辭を以てすべきか、彼の有賀法學博士の滿洲委任統治論の如き亦此類のみ、其の論や公法學の資料を以て一大文字を結成し來る壯

なり矣、快なり矣、然れども其の統治は委任を骨子とするを以て若し此委任を受くる能はざれば博士の所論は竟に空中の蜃氣樓たらざるを得ず、而して此委任の一事は他日に於ける政略問題たると同時に又外交問題の重要なるものにあらずや、我が軍の公法顧問たる博士が戰未だ半ばならざる陣中より公々然彼れが如き論議を世に公けにす寧ろ大早計なるなからんか、余輩博士の爲めに惜む焉。

其の三に曰く滿洲民の無智にして且つ頑冥なる之れに新智識を授けんとするが如きは無用の勞たるを免れず、況んや大學の如きに於てをや、其の無用なる萬里長城の無用なるよりも更に無用ならんと、然れども聞かずや米國博覽會に出品せられたる獨逸人の教育せる露國の馬は加減乗除

及び分數の算術を解し動物學者や教育家を驚絶せしめたりしにあらざや、又看ずや淺草公園花屋敷の「山がら」は競馬の奇藝を演じ口上遣をして「野山に育つ小鳥すら教ゆれば斯くの如し……」と意外の處に教育論の大氣焰を吐かしむるにあらざや、滿洲民如何に頑冥不靈なりとするも終古新智識化外の民たるものならんや、支那の自然地理は南船北馬の四字を以て説明し得る如く其人生地理は南文北武を以て説明し得べし、由來滿洲は所謂る北方の強にして今の旗人なるものゝ祖先の武力は以て愛親覺羅氏をして馬上に天下を得せしめたるにあらざや、然れども泰平の久しき北方尙武の風氣は漸く漸滅し南方の文學派をして政治上に重きを爲さしむるに至れり、故に今後滿洲の爲めには

大學は決して無用の長物たるものにあらず、獨り彼れに無用ならざるのみならず我れに在りては勢力扶植の根據同化作用の中心たるべき也、

此他幾多の非難反對論あらん、然れども暫く回顧せよ昔者ナポレオン第一世が五十萬の大兵を提げて露國に侵入するや露國民は如何に敵愾心を發せしぞ、史家當時の狀を記して曰く是時に方りホリスゼホス河畔より支那の長城に至るまで全露の人民は非常に激憤して飽くまで宗教國土及び政府を保護して佛軍に當らんとの敵愾力を發揮したりきと、而して今日は如何民心日に離反し國內到處動亂しつゝあるにあらずや、ツァーリの其の國民に於ける信望は政治上よりも寧ろ宗教上にあり、而して露の宗教は上流社

會。よ。り。も。却。て。下。流。社。會。に。盛。ん。な。り。然。る。に。ッ。ア。ー。に。對。す。る。
反。抗。の。氣。焰。は。政。治。界。よ。り。も。宗。教。界。に。高。き。を。見。る。嗚。呼。危。か。
ら。ず。や。翻。り。て。清。國。の。日。本。に。對。す。る。近。狀。を。見。る。に。日。本。駐。劄。
清。國。公。使。楊。樞。氏。が。留。學。生。を。日。本。に。派。し。て。法。政。二。科。を。修。め。
し。む。る。の。奏。文。を。上。り。清。帝。の。嘉。納。す。る。所。と。な。り。て。以。來。清。國。
留。學。生。の。我。が。國。に。渡。來。す。る。も。の。續。々。絶。え。ず。露。は。我。が。打。擊。
の。下。に。碎。け。ん。と。し。清。は。我。が。薰。陶。の。中。に。化。せ。ら。れ。ん。と。す。洵。
に。是。れ。千。載。罕。に。覩。る。所。の。盛。運。也。此。盛。運。を。天。下。後。世。に。標。榜。
す。る。に。滿。洲。大。學。を。以。て。す。る。豈。絶。好。の。紀。念。物。な。ら。ず。や。

結 論

余輩は上來説き來りたる理由並に先例に依りて滿洲富籤

を興し以て一面は我が財政の支出をして幾分たりとも少
からしめ他の一面は滿洲の經營に利する所あらんことを
希望するもの也。顧ふに我が財政は日露戦争以前に比して
租税を増加すること一倍半に及び國民は古來未曾有の重
税を負担しつゝあり、勿論非常特別税法の末尾なる第二十
七條には平和克復に至りたる時は其の翌年末日限り本法
を廢止すと明示するも平和克復に至り果して此明文を實
行し得べきや否やは必らずしも識者を俟つて後に知らざ
る也。縱令非常特別税の名稱は如何様に變ずるとも國費の
總額は今日に譲らざる増加を見んとするは余輩の今より
豫言するに躊躇せざる所なり、國家の發達と共に國費の膨
大するは一般の通則にして我が國獨り此外に立つべきに

六〇
あ。ら。ず。乞。ふ。歐。米。諸。國。の。輓。近。に。於。け。る。國。費。の。増。加。如。何。を。看
よ。英。國。は。一。千。八。百。九。十。五。年。に。一。億。九。十。三。萬。二。千。磅。な。り。し
に。一。千。九。百。年。に。は。一。億。四。千。三。百。六。十。八。萬。磅。に。増。加。し。米。國
は。一。千。八。百。九。十。五。年。に。九。千。二。十。四。萬。五。千。磅。な。り。し。に。一。千
九。百。年。に。は。一。億。二。千。二。百。九。十。三。萬。一。千。磅。に。増。加。し。獨。逸。は
一。千。八。百。九。十。五。年。に。六。千。五。百。三。十。五。萬。九。千。磅。な。り。し。が。一
千。九。百。年。に。は。一。億。二。百。八。十。二。萬。五。千。磅。に。増。加。し。佛。國。は。一
千。八。百。九。十。五。年。に。一。億。三。千。七。百。三。十。六。萬。一。千。磅。あ。り。し。も
一。千。九。百。九。年。に。は。一。億。四。千。六。百。三。十。四。萬。三。千。磅。に。増。加。し、
最。後。に。増。加。の。最。も。甚。し。き。露。國。に。て。は。一。千。八。百。九。十。二。年。に
九。億。六。千。五。百。萬。留。な。り。し。が。一。千。九。百。二。年。に。は。十。九。億。四。千
七。百。萬。留。に。膨。大。し。た。る。に。あ。ら。ず。や。然。ら。ば。則。ち。我。が。國。の。如

き。も。彼。の。ロ。ー。レン。ス。博。士。が。韓。國。を。評。し。て。曰。へ。る。が。如。く。仙
人。國。 (Hermit Kingdom) を。以。て。自。か。ら。甘。ん。ぜ。ば。格。別。若。し。然。ら。ず
し。て。此。烈。々。競。々。の。鐵。火。世。界。に。立。つ。て。而。か。も。戰。勝。の。餘。勢。を
挾。ん。で。一。方。の。霸。者。た。ら。ん。と。す。る。に。於。い。て。は。國。費。の。膨。大。は
到。底。免。れ。ざ。る。所。な。り。是。時。に。方。り。如。何。に。義。戰。を。以。て。自。か。ら
任。ず。れ。ば。と。て。既。に。己。に。血。を。流。し。財。を。糜。し。た。る。上。に。更。に。滿
洲。防。衛。費。ま。で。を。も。持。出。さ。さ。る。べ。か。ら。ず。と。せ。ば。寧。ろ。無。算。無
策。の。太。甚。し。き。も。の。な。ら。ず。や。桂。總。理。大。臣。た。る。者。は。今。日。騎。虎
の。勢。に。鞭。た。ば。ビ。ツ。ト。た。り。グ。ラ。ッ。ド。ス。ト。ン。た。る。に。於。い。て。易
々。の。業。な。ら。ん。も。一。念。財。政。の。前。途。に。及。ば。し。又。少。し。く。思。ふ。所
な。か。る。べ。か。ら。ず。是。れ。即。ち。余。輩。が。本。論。を。草。し。て。當。局。者。に。與
へ。併。せ。て。世。に。問。ふ。所。以。也。若。し。夫。れ。富。策。法。の。組。織。如。何。に。至

りては一に之れを當局者の調査立案に待たんとす但獨逸の Staat Lotterie. 佛國の Loterie Nationale を始めとし其の他英米の Lottery に關する組織法等に參酌して多少の新意匠を加ふるあらば余輩が上來開陳したる三箇の目的を徹底せしむるに於いて蓋し思ひ半に過ぐるものあらん、

滿洲富籤策畢

明治三十八年五月廿六日印刷
明治三十八年五月三十日發行



著 者 井 土 經 重

發 行 者 葉 多 野 太 兵 衛

印 刷 者 三 島 宇 一 郎

印 刷 所 弘 文 堂

發行所 東京市神田區今川小路二丁目
特約所 東京堂 勉強堂 清水書店 東亞堂

大賣場 日中本館 岡林盛積 崎屋平堂 中野圖書 櫻井圖書 新島圖書 福屋圖書 東京堂 日中本館 岡林盛積 崎屋平堂 中野圖書 櫻井圖書 新島圖書 福屋圖書 東京堂

近刊豫告

法學博士 高橋作衛著

平時國際法要領

漢文 平時國際公法

漢文 戰時國際公法

平時國際法理先例論

東京帝國大學教授
法學博士

高橋作衛先生著

(訂正) 增補 五版

平時國際法論

全一冊

洋裝脊皮上製本
紙數千〇七十頁
正價金參圓
小包料金拾五錢

本書の最新の法理を説明するに正確な學說と先例とを以てせるに在り又毎章の後に

問題を掲げて要點を示し且つ一々参考書を擧げ術語の如きは原語を挿入し定義等の如き

原文を挿入せりされば必要の場合には之によりて原本に溯り淵奥の原理を探究し得べく又初學之士受験者も之によりて綱要を知るを得べし文章は博士の執筆にかゝる其流

暢明なること喋々を要せず

法學博士

高橋作衛先生著 (訂正再版)

國際法理先例論

戰時之部

紙數九百五十頁 正價金貳圓五拾錢 小包料金拾五錢



國際法の著書多きも先例を集めたるもの無きは識者の遺憾とする所なり本書は高橋博士が大學院在學中、艦隊の法律顧問として日清戰爭に従軍中并に歐洲留學中次第に蒐集せられたる結果にして百數十件の實例を分類列舉し先例集としては本邦唯一の著書と云ふも過言に非ず本書は先づ何人も解し得べき大體法理を掲げ次に専門家にも参照となるべき諸學說と各國法規を掲げ終りに古來の先例を擧げて法理を證明し困難なる實地問題も本書を繕けば忽ち氷解すべく研學者、實務家、通商航海業者等の座右に備ふべき良書なり



國際法外交論纂

法學博士 高橋作衛先生獨力刊行

第一

第二

第三

英船高陞號之擊沈

全一冊

菊版美本
正價金四拾錢
郵税金六錢

滿洲問題之解決
七博士意見書起草顛末
滿洲問題研究錄

菊版美本
正價六拾錢
郵税金六錢

巴里宣言之由來及將來

近刊

法學博士 高橋作衛先生著

日露戰爭國際事件要論

全一冊
菊版洋裝美本
定價金五拾錢
郵税金六錢

本書ノ内容大要 ●第一章日露ノ争議 ○朝鮮ト滿洲 ●第二章露國ノ通關 ○「ワヤヤク」艦長ノ言 ○奈古浦丸五洋丸九州丸ノ擊沈 ○赤十字旗事件 ●第三章猶豫期限 ○封鎖 ○「クリミヤ」戰事ノ例 ○米西戰事ノ例 ●第四章仁川港ニ於テ露國水兵ノ救助 ○英佛伊艦長ノ抗議 ●第五章新聞通信 ○無線電信 ○船ノ探偵 ○巴里ノ實例 ●第六章機械水雷ノ布設 ○公海ト領海ノ差 ○著者ノ意見 ○歐米諸新聞等ノ意見 ●第七章紅海ニ於ケル露艦 ○蘇士運河ノ入口 ○佛國ノ行爲 ○石炭供給問題 ○「マンヤール」號事件 ●第八章禁制品 ○日本ノ主張 ○露國ノ主張 ○英國價例 ○萬國々際法學會ノ決議 ●第九章石炭ニ關スル露國ノ矛盾 ○食料ニ關スル英國ノ主張 ○棉花 ○南北戰事ノ例 ○艦船ノ賣込 ○日進春日 ○第十章郵便船ノ特權 ○「オシリス」號 ○米國主義 ○佛國主義 ○英國主義 ○蘇士運河 ○「ターダネル」海峡 ○芝罘ト老鐵山トノ無線電信 ●第十一章朝鮮ノ中立 ○滿洲ノ地位 ○租借地ノ性質 ○戰勝ノ効果

本書ノ目的 ●日露戰爭開始以來起リタル國際法上ノ問題多シ其中英國「ローレンス」博士ノ已ニ論評セル最必要ノ問題ヲ採リ其理由ヲ研究シ歐洲學者ノ觀察ヲ邦人ニ紹介スルト同時ニ歐洲學者ノ誤謬ヲ匡正スルヲ目的トス

本書ノ體裁 ●行文平易流暢ニシテ至難ナル問題ヲ極メテ容易ニ了解シ得ベシ

吾人ハ何故ニ戰ヘルカ又戰爭ノ際起リタル問題ノ如何ナル性質ナルカハ國民トシテ知ラザルヲ耻ヅベシ本書ハ日露戰爭ノ際起リタル國際事件ノ法理ヲ平易ニ解キタルモノニシテ政治家、教育家、法律家ハ勿論國民トシテ必ズ一讀スベキ良書ニシテ書室ニ備ヘ置クベキ高尚ノ書ナリ

法國學第壹編
憲法篇

全 一 冊

洋裝皮金文入字 紙數七頁
正價金貳圓 內地小包料五錢

(第二版)

清水澄先生著

一本書は當代國法學界の明星として夙に出
藍の譽ある法學士清水澄先生の手記せられ
たるものなり

一本書は深遠なる憲法典を精密に類別釋明
せられたり

一本書は從來國法學者の宿題たる疑問を明
晰なる頭腦と雄健なる快筆とに依り悉く之
を闡明せられたり

一本書は學習院教授として數年獨逸へ留學
し最も進歩せる國法學の法理を審究せられ
歸來復た同院教授として將た府下各私立大學の講師とし
て多年研鑽の考案に依り論述せられたるものにして一讀
其要義を記するに容易ならしめたるは坊間の著書に會て
其比を見ざる所なり

法學士

學習院教授私立各大學講師

法學士 松原一雄先生著

新刑法論 各論

全一冊
紙數四百拾四頁
製本脊皮金字入
定價金壹圓五拾錢
內地小包料金拾錢

我國現今の刑法學は過渡時代にあり現行刑法將に改正せられんとして改正草案既に世に公
にせらるガロー、オルトラン、プランシユ等佛國學者の呼聲漸く廢たれてリスト、フランク、
オルスハウゼン、マイヤー等の學說今や將に學界を支配しつつあり本書は此の新趨勢を指
導するものにして現行刑法を飛羅剔抉して餘蘊を省き、**改正草案**を辯難批評し併
解釋論としては、**現行刑法**なく立法論としては、**改正草案**を辯難批評し併
説を鼓吹して**新刑法論**の名に負むかざるなり
は机上の益友
たるべく辯護士諸君には座右必携の伴侶たるべく高等文官判檢事辯護士受験者諸士には最
良の參考書たるべく一般國民には必讀の良書たるべし

著者は屢に大學院に於て刑法を専攻し現に日本大學、專修學校等に於て刑法講義を擔任し且檢察として刑法適用の實務に當り學說と實用との調和を謀る日本

刑法の研究又は

日本

小崎傳先生著

總則部

洋裝皮上製本
紙數四百〇八頁
定價金壹圓五拾錢
內地小包料金拾錢

日本刑法論

適用に従事する諸君に對し最良の參考書

は勿論文官高等判檢事辯護士の受験者諸士には必讀の良書なり

東京大學專修學校院檢察專法學士
日本大學專修學校院檢察專法學士

帝國大學教授、大審院控訴院判檢事等諸先生、執筆 ●日本大學發行

法制經濟通論

全一冊
洋裝脊皮金
紙數九百餘
正價金貳圓五拾錢
小包料金拾五錢

本書は法律、經濟、の一般的知識を速成せしめんが爲め特に大學教授、大審院、控訴院、判事檢事諸氏各自專攻の題目を分擔し平易簡明に講述せられたる合著にして本大學最新の出版に係る良書なり

速成法制經濟講義錄

全七冊

紙數千三百餘頁 特賣價金貳圓 小包料金貳拾錢

掲載 戶水博士 法律學綱要、副島法學士 憲法、松本法學士 行政法、鈴木法學士 民法、志田學士 商法、今村講師 民事訴訟法、平沼法學士 刑法、豊島法學士 刑事訴訟法、高橋博士 國際公法、中村博士 國際私法、持地法學士 經濟學、

法學士菱谷精吾君

不法行為論

附日英獨佛比較條文

全一冊

上製脊皮金字入
紙數二百五十頁
正價金壹圓貳拾錢
郵税金拾錢

本書ハ對世權保護ノ爲メニ生レタリ生命身體健康自由名譽及財

害賠償ノ法理ヲ闡明シテ

不備ナル法典ノ精神的實現ヲ導キタリ

全編四章ニ分ツ(一)本質論(二)構成論(三)責任論(四)賠償論

犯罪ト共ニ此ノ民事上ノ犯罪ノベカラズ是

所以

發行所 東京市神田今川小路二丁目 清水書店

行政裁判所長官正三位勳一等
警視總監從三位勳二等
司法省民刑局長法學士

增補 日本警察法述義

紙數(增補)六百八十頁(菊版)
正價金壹圓拾錢
郵税金拾錢

警察官吏は勿論、司法官行政官其他國權の行動を研究するものは必ず一本を缺くべからず

見よ我が法理は開明セ

現行法は解カ

警察の運用を明カニシ

先づ警察の定義を説明して國法の觀念

部として脱きた

警察の意義より其の各例の場合に於ける警察行動の態様を示して餘蘊なし

凡て警察に關する國法全般に涉

憲法、行政法、刑法

行政法、治安警察法、起案者、法文、學理、說明、懇

切議論精確

松岡行政裁判所長官の序文に曰

云々現行の警察法を學理的に編成し主として學理上より之を解説し以て警察に關する意義を明瞭

にし人をして適從する所を知らしめんとす其所見公平にして其所論適實なり大に今日の治道に裨益し併せて警察學上の指導たりと云ふも

日本法政新誌

毎月一回
六日發行

一冊前金拾錢
六冊前金五拾五錢
十二冊前金壹圓
郵税不要

●論説 には博士學士等の手に成れる雜篇傑作を載す ●資料 には法律の應用に必要なる参考の資料を掲ぐ ●寄書 には法學家の專攻に依れる有益なる論文を載す ●質疑 には愛讀者諸君の質疑に對して最も親切懇篤なる解答を收む ●紙上 討論 には法學篤志家好みの筆戰場たり ●問答 には普く法學篤志家の問題及解答を求め具に供す ●判例 には民刑行政等各判例の摘要を收む ●雜報 には法律界の時事問題及緊要記事 ●漫録 には批評的法理眼を以て法界の時事を論評す ●法刀陸離 には法學社界の通弊を熱罵冷嘲して之を刷新し刀光燦爛觸るゝ所斬れざるなし

●論説 には博士學士等の手に成れる雜篇傑作を載す ●資料 には法律の應用に必要なる参考の資料を掲ぐ ●寄書 には法學家の專攻に依れる有益なる論文を載す ●質疑 には愛讀者諸君の質疑に對して最も親切懇篤なる解答を收む ●紙上 討論 には法學篤志家好みの筆戰場たり ●問答 には普く法學篤志家の問題及解答を求め具に供す ●判例 には民刑行政等各判例の摘要を收む ●雜報 には法律界の時事問題及緊要記事 ●漫録 には批評的法理眼を以て法界の時事を論評す ●法刀陸離 には法學社界の通弊を熱罵冷嘲して之を刷新し刀光燦爛觸るゝ所斬れざるなし

發行所 東京神田三崎町 日本法政學會
日本大學内
大賣捌 東京市神田區 清水書店
今川小路

79
572

